2020年11月6日

各　位

会　社　名　　サンデンホールディングス株式会社
代　表　者　代表取締役　社長執行役員　　西　勝也
（コード番号　6444、東証第一部）
問合せ先　取締役　執行役員　財務経理本部長　　秋間　透
TEL(03)5209-3296

事業再生ADR手続における第２回債権者会議の開催等に関するお知らせ

本日開催されました、事業再生ADR手続における第２回債権者会議（事業再生計画案の協議のための債権者会議）について、下記の通りお知らせいたします。

記

当社及び一部の当社子会社（以下、総称して「当社ら」といいます。）は、2020年7月14日付「事業再生ADR手続における第１回債権者会議の成立・同意に関するお知らせ」に記載のとおり、今後の再成長に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を図るため、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）の下で事業再生に取り組みつつ、複数のスポンサー候補との間で、資本業務提携を通じた協創を現在模索しておりますが、新型コロナウィルス感染症等の影響により、事業再生計画案の策定にはいましばらくの時間を要する見通しです。

そのため、本日開催の第２回債権者会議（事業再生計画案の協議のための債権者会議）において、お取引金融機関様に対して、現時点における事業再生計画案の策定状況等の報告を行うとともに、同会議の続会を2020年12月11日に開催することにつき、お取引金融機関様のご承認をいただきました。

これにより、第２回債権者会議（事業再生計画案の協議のための債権者会議）の続会及び第３回債権者会議（事業再生計画案の決議のための債権者会議）の双方を12月11日に開催することとなりました。なお、同日にその後のスケジュールを決定することを予定しております。

当社らは、引き続き、事業再生ADR手続の中でお取引金融機関様と協議を進めながら、公平中立な立場にある事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、対象債権者となる全てのお取引金融機関様の同意による事業再生計画の成立を目指してまいります。

以上